

滋賀県環境審議会 水・土壌・大気部会 議事概要

- 開催日時
平成 26 年 3 月 26 日（水） 9:00～11:00
- 開催場所
滋賀県庁 東館 7 階 大会議室
- 出席委員
猪飼委員、池内委員（代理）、鶴飼委員、笠原委員、金谷委員、桑野委員、
小林委員（代理）、水谷委員（代理）、鳥塚委員、中西委員、中村委員（代理）、
西田委員、藤井委員（全 17 委員、出席 13 委員）
- 議題
 - (1) 平成 26 年度公共用水域・地下水水質測定計画について（審議）
 - (2) 平成 25 年度地下水水質測定結果について（報告）
 - (3) その他
 - ・微小粒子状物質（PM2.5）について（報告）
 - ・有害大気汚染物質調査地点の見直しについて（報告）

-
- 平成 26 年度公共用水域水質測定計画について（審議）
 - 資料 1 - 1、1 - 2（P.1～P.20）の内容について、事務局から説明

【部会長】 資料 1 - 1 の P.3、表 2 にノニルフェノールの検出状況が記載されており、
平均値が記載されています。これは検出された数値の平均でしょうか。

【事務局】 報告下限値未満のものも含めての平均です。報告下限値未満のものは、報
告下限値である 0.06 mg/L として計算しています。

【部会長】 44 検体中の 5 検体しか検出されていなければ、39 検体が 0.06mg/L
で、残り 5 検体の最大が 0.13mg/L ということかと思しますので、そのような
数値にならないと思います。

安全側に数値が示してあるという意味では良いのかもしれませんが、検出
されているデータは 5 つしかありませんから、平均値を出す必要は無いと思
います。平均値を出す場合に、報告下限値未満のものは、報告下限値の数値
を用いる場合や、ゼロで計算する場合、報告下限値の半分の値を用いる場合

等、方法はいくつかありますが、信頼性等から考えて、平均値は示さない方が良いと思います。

【委員】 予算や人員に限りがある中で測定項目を削減していくという考えは理解できます。

しかし、県民の方々向けには、今回はこれで良いと思いますが、次回はもう少し具体的な関係を明確にすべきと考えます。

例えば、実際の分析は琵琶湖環境科学研究センターでされているはずであり、今回ある項目を減らしたため、人員が来年からこの程度減少する。項目が増加し、この人員では対応できないのでこの項目を減らす。予算がこの程度減るので人材をこのくらい減らす必要がある。等といった整理が必要なのではないかと思います。

仮に分析が単純に全てどこかに委託されているのであれば1項目あたりの金額が幾らだからという計算が単純に出来ますけども、実際は琵琶湖環境科学研究センターでされていますので、人員や予算を踏まえた具体的な数値を用いて説明されたほうが良いと思います。

つまり、今後も予算が減ったときに、どういった優先順位や考え方で効率化していくかという整理が必要と考えます。

これを踏まえ、今回この削減を行うことで、どの程度経費が削減できるか等の試算はされていますか。

【事務局】 委託業者から見積りを取り試算した金額があります。実質の額ではありませんが、今回この削減を行うことで、分析にかかる経費は概ね600万円程度削減できると試算しています。

【委員】 有害物質等に関するモニタリングは、基本的に何も検出されないということが大前提になってきますが、陸域での事故等の影響など、予期出来ないものもあると思います。従って、調査回数等を減らす場合には、何か理由が必要と考えています。

また、方法としても測定を全てやめてしまう、頻度を減らす等があり、検討過程で具体的な経費がどの程度削減できるか、という点を併せて評価していく必要があるのではないのでしょうか。

加えて、この項目を減らしたらどの程度費用が削減できるとか、財政当局から「この程度削減してほしい」と言われている等、の情報も判断していくうえで必要な情報ではないかと思いました。

【部会長】 費用のほうも調べていただいたということで、ありがとうございました。
今回の見直しは、実質的にほとんど問題にならないと思います。次回、さらに削減を検討する場合は、このような議論をかなり重ねる必要があると考えます。

【事務局】 削減する一方、環境基準項目が等の追加により対応しなければならないという状況があり、双方の兼ね合いと考えます。

今部会長がおっしゃっていただいたように、今後、削減について検討する際の契機としては、項目が追加されていくこととの兼ね合いがあると考えておりますので、いずれも検討させていただきたいと思います。

□ 平成 25 年度地下水水質測定結果について（報告）

○資料 2 の内容について、事務局から説明

【部会長】 概況調査において、地域を決めて順繰りに回していく（ローリング調査）というのは解りましたが、メッシュが設定されていない場所には井戸は無いのでしょうか。

【事務局】 メッシュが設定されていない場所は、基本的に山間部等、人が住んでいない地域です。

【部会長】 安曇川の上流等にはメッシュが設定されていませんが、井戸が全然無いとは言えないのではないのでしょうか。エリアが狭いのでしょうか。具体的には、メッシュ番号の 16 番（資料 2 図表 3）等ですが。

【事務局】 はい。

【部会長】 井戸を掘ってまで調査をする必要は無いと思いますが、この調査は既存の井戸を使用しており、ボーリングはしていませんよね。

【事務局】 していません。

【部会長】 そういった場所は飲用利用等が無く、直接の影響が少ない場所であり、実用的な場所を優先してやっているものと理解しました。

【委員】 資料2 P.17 参考1に水質汚濁防止法や公害防止条例の記載があり、今回報告のあった地下水の水質調査は法律に基づき実施し、基準を超過した場合は継続的に監視をしていくという説明がありました。資料によると、汚染が検出された場合は、その原因を究明し、原因が分かれば公害防止条例第29条の9の規定に基づき原因事業場等に対して必要な措置を講じることを指導するという条例体系になっています。本日報告があったのは、測定方法とその結果に限ってでしたが、汚染の拡散防止や井戸の使用禁止等の周辺住民への注意喚起の方法についての話はありませんでした。

汚染が発見された場合に、どのような対策を取っているのか、あるいは、どういう考え方の下、地下水の測定を行っているか教えていただきたいと思えます。

【事務局】 汚染が発見された場合、検出井戸周辺調査を実施して、汚染範囲の広がりについて確認を行います。同時に保健所や市町と情報を共有し、汚染範囲に含まれる住民等に「飲用しないでください」等の注意喚起を行います。周知の方法は、自治会長から集会等で説明してもらう、自治会の回覧を利用する等、様々です。

次に汚染原因の究明ですが、汚染には、自然由来のものと、人為由来のものが想定されます。

人為由来が想定される場合、県が水質汚濁防止法等の届出で把握している、有害物質の使用状況等をもとに原因物質を使用している事業場の有無を確認し、場合によっては事業所への立ち入り調査などにより、有害物質等の取扱いの状況について確認を行います。原因事業所が明らかとなった場合は、公害防止条例の規定に基づき地下水浄化計画の作成を指導し、地下水の浄化を指導します。

また、地下水汚染の未然防止の観点から、平成20年度と平成24年度に、水質汚濁防止法と公害防止条例が改正され、有害物質の取扱いに関して、保管場所の構造基準に関する規定が設けられるなど、規制は強化されてきております。

地下水汚染の未然防止については、今後も法または条例の改正により、さらに改善されていくものと考えております。

【委員】 関連した質問ですが、地下水の調査結果について報告いただきましたが、汚染に対して具体的にどういう指導をした等の報告は、この部会ではされないのでしょうか。

【事務局】

資料では調査の結果と来年度の測定計画を中心に説明しました。

先ほど委員から指摘のありました対応結果についてですが、個別の事例や対応内容については、各地域を所管する事務所で体制を組んで、指導すべき相手がいれば指導をしております。しかし、多くの場合原因を調査しても地下水汚染の原因者を特定するまでには至らないのが状況です。

汚染原因者が判明すれば、汚染状況の大きさ等に応じて、プレスリリース等の対応も想定されます。

このように実態が流動的ですので、資料の中では、過去の汚染の現時点での傾向や、新たな汚染について人為的な汚染が考えられるもの、自然由来と考えられるものに区分して整理しています。例えば硝酸態窒素等は成分等から判断し、肥料が原因と考えておりますし、工場、事業所が存在したとしても、そこが原因者という因果関係は、有害物質の使用履歴が不明な部分もあり、なかなか分からないというのが現状です。従いまして、これまでの部会においても、今回の部会においても、このような資料の示し方をさせていただいています。

【委員】

ありがとうございます。環境審議会というのは、水質や大気を良くしていくために議論をする場と理解していますので、具体的な報告を一つずついただくのでは無く、例えば自然由来と思われるものが何件等、概算で結構ですので、指導を何件しました等の報告をいただきたいと思います。汚染が検出されたというだけで、対応されたのか否かが分からないので、ぜひ報告いただきたいと思います。

加えて、自然由来が想定されている地点で長年検出されている地点があると思います。毎年検査をして、飲用指導をするよりも、その井戸を閉鎖してしまう等の対応は出来ないのでしょうか。その井戸が設置された経緯は考慮する必要がありますが、毎年同じ井戸を検査し、汚染を確認し、飲用指導するというのは経費面でも非効率と考えます。

【事務局】

井戸の使用については、飲用以外にも散水のため等に使用されている場合もありますので、使用を控えてくださいとは言いにくい状況です。しかし、自然由来が想定される範囲については、調査地点数をできるだけ少なくする等、人為由来のものとは、扱いを区別しています。

また、概況調査は2 km四方と広いエリアで行っております。そのエリアにおいて、「井戸をもう掘らないでくれ」というのは私権の制限にもなりません。

地下水は全ての方々が、地盤沈下等環境に影響がない範囲で使うことができ、制限されるものでは無いと考えています。そういう観点では自然由来であっても、状況に応じて随時指導等を行う基盤となるものですので、頻度を落として監視をしています。

毎年調査しているから、基準以下だからという理由で観測しないと判断するのは難しいと考えています。

【委員】 私が指摘しているのは、基準以下の地点についてではなく、基準を超過した自然由来の地点であっても継続調査するのかという点です。

【事務局】 自然由来であっても基準を超過しているという状況は出来るだけ避けるべきであると考えます。

将来的にわたって、その土地等において井戸を使用する状況を止めるということはできませんので、自然由来のものについては、測定回数を簡素化し、継続的に状況を監視するという対応をしています。

【委員】 ある程度永続的に、そこに汚染があると想定される場合は、使用を限定する等の措置をとれないのでしょうか。

【事務局】 井戸の利用方法について指導をすることはできますが、使用を禁止することはできないと考えています。

【委員】 関係する質問ですが、数地点で環境基準を超過しているという報告がありました。それらの経年変化はどのような傾向でしょうか。

【事務局】 経年変化については、それぞれの地域で様々な傾向を示していますが、概ね横ばい傾向。もしくは、有機塩素系化合物に限ると、比較的早い段階で濃度が低下する地点や横ばい傾向で推移する地点が見受けられます。

【委員】 濃度が上昇している地点はありませんか。

【事務局】 今年度の結果について申し上げますと、昨年度と比較して高い地点はありませんが、特異的に上昇した地点はありません。

具体的な数字で申し上げますと、地下水の概況調査はローリング調査で実施していますので、もし汚染が拡大しているのであれば、調査数が毎年無尽蔵に増加することになります。

しかし、実際の調査数では、平成23年度、24年度、25年度がそれぞれ、260、245、248検体ということで、特に増加していないという状況です。

つまり、自然由来であるか人為由来であるかは別として、ある年に新たに汚染が発見されても、別の汚染範囲で収束になっているというケースもあり、そのような状況が継続して続いており、長期的に評価すると、横ばいからほぼ低減傾向にはあると考えております。

【委員】 汚染の項目や場所によって環境基準を少し超過している場合と、10倍以上超過している場合があります。これらは、原因者や発生源が究明しにくいという事情があるにせよ、区別して考えていくべきと考えます。

もう一点、汚染の周辺で使用が想定される人に対する情報の周知は徹底的にやる必要があると思います。

先ほど意見の出た、井戸そのものの利用を完全に禁止するということはおそらくできないと思いますが、例えば、環境基準値を大幅に超過している場合において、飲用には使用できない旨の情報周知等は、仮に大きな金額がかかったとしても、すべきであると考えます。

具体的には、例えばメッシュで区切って調査をし、汚染が見つかった場合は、メッシュ全体を調査するのか、それとも10倍以上超えたところは、より詳細にメッシュを区切ったうえで、その範囲を対象に情報の周知をしていくのかということなど、飲用指導や情報の周知に関して、現状がわかれば教えてください。

【事務局】 概ねご指摘のとおりであり、概況調査で新たな汚染が発見されれば、汚染エリアを特定するため、周辺調査を実施します。

物質にもよりますが、汚染が発見されても大きく広がっている訳ではありません。土壌中ですので、広くても50m、100m程度です。なお、各有害物質の地下水中での拡散範囲に関する国の指針もあります。

期間とエリアの両面でトレーサビリティを進めることが周辺調査および継続監視調査の意義です。

いずれにしても、汚染エリアが特定された場合、汚染エリアでの井戸の有無を把握し、保健所、市町と協力し、周知方法や注意喚起の内容を確認したうえで、検出された井戸所有者および関係する住民さんに徹底した周知を実施しています。

【委員】 その場合、例えば新たに汚染地域で、汚染の存在を知らずに井戸を掘る場合が想定されます。井戸は、掘るときに保健所等、どこかに届け出る義務がありましたでしょうか。

【事務局】 ないです。

【委員】 その場合、汚染範囲に含まれる地域については、現に井戸がなくても、住んでいる人に対して、汚染の存在を伝え、新たに井戸を掘削した場合には飲用使用は避けるようにといった、情報伝達の仕組みが必要なのではないかと思えます。

【事務局】 新たな井戸の設置、掘削に関する届出等の制度が無いにしても、飲用利用に関しては、市町や保健所と連携し、回覧板や公報等で周知をしています。

また、新たに設置された井戸について飲用利用する場合は、水質基準を確認し自己責任で飲んでくださいというのが、共通のルールですので、その一環として周知がされていると考えています。

【委員】 汚染濃度についての話が出ていましたが、人体に影響が出るような濃度では無いという理解でよろしいですか。

加えて、もし影響が出得る濃度で検出された場合には、医師会へも周知いただけるのでしょうか。

【事務局】 飲用基準については、WHOの設定している基準や水道法上の飲用基準がございます。

飲用基準の設定は、おおむね毎日その水を2L同じ人が70年間飲み続けて発がんリスクが10のマイナス5乗、ないしはマイナス6乗の確率で出る可能性があるといったレベルで設定がなされております。

概況調査は5年で一巡のペースで実施していますので、健康影響が出ることは通常想定されないと考えております。

【部会長】 イメージが付きにくいですが、概況調査はもう何巡かしています。開始したのは平成元年でしたか。

【事務局】 はい。

【部会長】 つまり、5巡目に来ているということですね。これまでの検出状況等を踏まえ、報告方法を検討していただけませんか。

【事務局】 ありがとうございます。本日のご意見を踏まえ、来年度以降、表現方法を工夫させていただきます。

【部会長】 最初の一巡目の概況調査で発見されて、現在まで継続監視を行っている地点は、何カ所かありますか。

【事務局】 具体的な地点数は記憶していないのですが、水質汚濁防止法に基づく概況調査が開始される以前に発見され、現在も継続監視を行っている地点であれば、例えば草津市の六価クロム等があります。

【部会長】 分かりました。非常に有名な場所ですね。
廃棄物等の埋立てなどに起因するなど、原因がはっきりしているものもあると思います。

□ 平成 26 年度地下水水質測定計画について（審議）

○資料 1－1（P. 21～P. 26）の内容について、事務局から説明

【委員】 資料 1－1、P.26 の表に「自然的原因の可能性が高いと考えられるもの」という記載がありますが、自然由来と判断された理由について説明をお願いできませんか。

印象として、人為由来に区分されているのは有機塩素系化合物や硝酸態窒素等があります。自然由来にはふっ素、砒素、ほう素、鉛等が区分されています。

例えば、井戸が山に近く地質的にその化合物が多く含まれるといった理由であれば理解できますが、自然由来とされている汚染地域には住宅地の地名も含まれております。どういう基準で自然的原因の可能性が高いと判断されているのかを教えてくださいませんか。

【事務局】 環境省では各汚染物質が地下水中を拡散する際に、どの程度到達し得るかという範囲を設定しています。

例えば、鉛は半径 80 m、有機塩素系化合物は半径 1 km というように到達し得る範囲が概ね示されていますので、新たな汚染が検出された場合は、設定されている到達範囲を参考として、範囲内で原因となり得る事業所の有無を地図や現地確認により行い、必要に応じて立ち入り調査等を実施します。地形や土地利用の状況、事業場での有害物質等の使用状況を踏まえ、人為由来が想定されない場合、自然的原因の可能性が高いと整理しています。

【委員】 工場に関して言うと、今操業しているものと、20年前、30年前に操業していた工場があり、状況が異なると思います。また、過去に何かが投棄された場所の存在や有害物質の取扱いが厳格では無かった時代に工場が操業しており現在操業していない土地も存在する可能性があります。

そういった場所と地質的に砒素等が含まれているという場所は、区別して考えるべきです。

自然由来の可能性が高いという表現は理解できますが、自然由来であれば、近傍の河川でも検出されている、地質由来であり広い範囲で含まれているといった状況が想定されます。そうなっていない場所では、ピンポイントで古い人為的な汚染が残っていると考えた方が合理的ではないかと思いません。

【事務局】 今のご指摘は、現在の使用状況だけでなく、その土地での過去の使用履歴があるのではないかということですが、公害防止条例では、過去の地歴が追跡できるように、その土地における工場等での有害物質の使用履歴をデータベース化しております。

加えて、VOC等については多くが人為由来、古琵琶湖層に広く含まれる砒素等は自然由来というように、物質ごとの特性も加味しています。

人為的、自然的という区分は法的には何ら意味がないものです。区分しないと分かりにくいという状況もあり、全ての汚染について汚染原因者は誰なのかと取られかねないことから、便宜的に区分しているのが状況です。人為的であるから、自然由来であるからという区分により、その後の飲用指導等の対応に差異が出ることは、基本的にはありません。

【部会長】 ふっ素やほう素で基準超過しているものは、基準値付近の数値が多いという印象を受けます。

□ その他

- ・微小粒子状物質（PM2.5）について（報告）
- ・有害大気汚染物質調査地点の見直しについて（報告）

○資料4、5の内容について、事務局から説明

【委員】 PM2.5の測定局は現在9局ということですが、今後増設は考えていますか。

【事務局】 現在、PM_{2.5}、光化学オキシダントおよびその他の項目の測定局舎を資料4、P.4のとおり、最大で9局配置しており、当面は9局での測定を考えています。

【委員】 通常は県庁所在地に測定局が設置されているケースが多いと思いますが、滋賀県の場合、大津市は独自でやっているということですか。

【事務局】 資料4の図は大津市分を抜いて記載しており、大津市にも2局設置がされています。

【委員】 分かりました。

【事務局】 大津市域には、逢坂局として自動車排ガス測定局を設置しており、堅田局として一般大気測定局を設置しており、大津市設置が計2局です。

【委員】 統計データ等については、大津市も含めて評価するという理解でよろしいですか。

【事務局】 含めて評価します。

【委員】 分かりました。一般的に測定局は、特定の発生源などの問題があり、高濃度が予想される地点から順番に設置しますので、局数を増やせば、環境基準達成率は高くなるのではないかと思います。

そういう意味で、恐らく全国的にも測定を開始した当初は30%程度の環境基準達成率であったと想定しますが、測定局数が増加するに伴い、環境基準達成率も上昇するのではないかと考えます。

資料4の図を見た印象として、測定局が湖東に集中している印象を受けましたが、大津市域に測定局が2つあるということでしたので、問題無いと思います。

【部会長】 PM_{2.5}は高濃度が予想される場合、最近朝のニュースで、注意喚起が出されると思います。

注意喚起は県独自で行うのではなく、放送局が朝に出したほうが、効果的ではないかと思います。

例えば大手の放送局と相談し、体制を今後構築した方が、注意喚起を必要とする場合には実用的と考えますので、検討いただきたいと思います。

モニタリングについても、朝のニュースなどで気象庁等が注意喚起を行う際の際の元データがあるはずですので、そのようなデータを確認し、予想を立てる等の対応ができるのではないのでしょうか。

【事務局】 朝のデータと昼のデータにつきましては、関係報道機関に全てデータが出た時点で提供しておりますし、注意喚起の必要が生じた時も資料提供しております。

注意喚起情報を即座にテレビ放送で周知できれば良いと考えますが、その点については、今後とも検討させていただきたいと思っております。

また、予報については、現在環境省がPM2.5予報をできないか検証をしております。現状としては各関係機関において、地図上にプロットし、近畿地方等のブロック単位で予報を出していますが、環境省の目標としては、各県単位で予報が出来ないか検証しております。

しかし、滋賀県レベルで予報をするのは、大気など越境由来が多いため、困難と考えています。

環境省の検討結果を踏まえ、より詳細なブロック単位、あるいは県単位で予報ができる状況になれば、より分かりやすく県民向けに情報提供が可能になると考えています。

【委員】 資料4、P.1 の中段の囲いの中に米印の1番、2番の記載がありますが、これは環境省が中央値を超えたらということ設定されているのでしょうか。米印1の「3時間の平均値を求めます。これら9つの高い方から5番目」というのは中央値を意味していると考えますが、違いますでしょうか。

【事務局】 これは環境省が提示しているものをそのまま引用しておりますが、朝の3時間の値であれば、それぞれの値のぶれが大きい可能性があるということで、中央値を選択することになっております。

一方、8時間になれば値のぶれは大分縮まるだろうということで、最大値を選択するという考え方を環境省が示しております。

【委員】 そうですか。もう一点お聞きしますが、測定局数が9つというのは環境省が示した設置例でしょうか。それとも、県で設定された数でしょうか。

もし県が設置されている9局ということであれば、先ほどの大津市分の2局はどういう取り扱いになりますでしょうか。

【事務局】 PM2.5の9つというのは一般局の数です。県が設置している測定局は自排局を含めると11局ですが、自排局は通常、PM2.5注意喚起の判断基準に入れませんので、9局で判断しています。

【委員】 そうですか。分かりました。
大津市設置分を除く9局と県が設置している一般局の9局が、偶然数があっていたため、混同しました。

【部会長】 先ほどの環境省のPM2.5予報について、要するに環境省が実施されるということかと思いますが、気象庁の予報は活用されないのでしょうか。朝のニュースで流れる時がありますが、非常に説得力があります

【事務局】 現在、環境省がパッケージング化ということで、まずはシミュレーション結果を見て、参考にしてくださいということで進めています。
環境省のホームページに、国立環境研究所と九州大学と気象庁のものが環境省のホームページにリンクされており、まずはそれを見て、各自でご判断下さいという方針で進めておられます。

【部会長】 花粉情報等は、どこかの機関が計算した結果を使用されているのでどこの放送局を見ても、みんな同じ予報です。
PM2.5については、気象庁は気象庁で、環境省は環境省というのは非常に非効率です。予報を出すのであれば、どこか1機関が実施したものを共有すべきであり、これを踏まえ、滋賀県は滋賀県なりに少し柔軟に対応されても良いのではと考えます。

【委員】 実態把握という意味で教えてください。これまで県内で注意喚起レベル以上になったことは無いようですが、もし注意喚起が出された場合、学校や保育園等には具体的な指示や対応を予定されていますか。
例えば体育の授業は屋外ではなく体育館ですとか、運動会等の日であれば年に1回の行事ですので、影響は少ないと判断し実施する等の対応を事前に想定しておく必要があるのではないかと考えます。
県が判断することでは無いと思いますが、教育委員会等が特に学校においてどのような対応を予定されているか、ご存じでしたら教えてください。

【事務局】 PM2.5注意喚起発令時の連絡体制で、情報が教育委員会に周知される体制にはなっていますが、個々の小学校、あるいは保育園単位で注意喚起が発令された際にどういう行動を取るというマニュアルを作成されている状況

ではないと理解しています。

また、具体的にどういう対応を取られるかについても、まだ把握をしておりません。

なお、注意喚起レベルというのは、激しい運動を長期的にやる場合に配慮した方がよいレベルであり、環境省は運動会や体育の授業についても中止すべきものという見解は出していません。

PM2.5は、光化学オキシダントと違い、長期的な影響が大きい部分がございます。環境基準超過の判断方法も、オキシダントは、1時間値が基準を超えたら基準超過としていますが、PM2.5は1日平均値が70を超えている場合で、それが年間6日を超えている状況で基準超過と判断しています。従って、すぐさまその活動自体を止めなければいけないという指示をPM2.5注意喚起レベルの濃度で出すことは、現実的に想定されません。

日頃の行動の中で出来るだけ配慮をしましょうという状況の下で注意喚起を出していますので、市町、学校に対し授業は体育館でやりましょう、運動会はやめましょうといった指示を出すまでは、注意喚起をまだ実際には行ったことが無いという状況もあり、至っていません。

今後、注意喚起の状況に応じて対応方法などについても検討していかなければならないと考えております。

【部会長】 今のような話であれば、注意報を出さないほうがよいと思います。

少なくとも注意喚起を出したら、何らかの対応をしてもらいたい旨を小中学校等に周知すべきと思います。対応を現場に任せるのは、「喚起は精一杯やりましたが、対応してもえませんでした」と、言っているようなものです。

注意喚起を出す事態がすぐに生じるとは思いませんが、出す必要が生じた時を見据えて準備しておく必要があります。検討いただきますようお願いいたします。

【事務局】 分かりました。ありがとうございます。一点、補足的をしますが、教育委員会のスポーツ健康課では環境省が作成したQ&Aなどを中心に情報収集をされていると聞いてはおります。

【部会長】 注意喚起を出す可能性があるということに関係部局に周知するとともに、関係部局は注意喚起が出された時はどう対応するか、決定しろとは言いませんが、回答をもらうようにすべきと考えます。

【委員】 本質に関わることではないのですが、次年度の資料の作成のときにお願いしたいことがあります。

資料1 - 2で、P.10以降に、測定回数等についての表があります。今回、調査回数を減らしましたので、どこを減らし、どこを継続するかというのがこの表でわかります。

また、各測定地点の位置づけについては説明を受けましたが、資料1 - 2のP.5に図があり、凡例に示す通り、二重丸が環境基準点ということでした。

P.10以降の表にも、環境基準点であるのか一般調査地点であるのか等、各測定地点の区分を記載されると、分かりやすいのではないのでしょうか。ぜひ追加していただければと思います。

【事務局】 分かりました。そうさせていただきます。

【部会長】 今のうちにやっておかないと忘れる可能性もありますので、対応をお願いします。